

奈良市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 10 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

斎苑管理課

監査結果公表日 令和 3 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 17 号）

措置結果通知日 令和 7 年 3 月 27 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>各種証明書交付手数料の徴収事務について、4 月分の関係書類を査閲したところ、手数料受領の際に発行する領収書の控えに金額の記載誤りが見受けられた。また、証明書の種類の記載誤りや証明書の種類が特定できないといった誤りも散見された。</p> <p>その後の調定手続については問題なく処理されていたものの、そもそも領収書は、金銭授受の具体的な内容を証する重要な書類であり、誤って発行することが許されるものではない。</p> <p>このことを踏まえ所管課におけるリスクマネジメント報告書を確認したところ、「現金等の不適切な管理に係るリスク」として、現金等の実査や保管の適正化、マニュアルの整備、調定手続の際の誤った処理の防止に関する記述が見られた。また、公金等取扱マニュアルについても同様に確認したところ、「現金を受領し声に出して確認する」ことや「領収書及びお釣りを納入者に確認してもらう」ことなどが記されていた。</p> <p>しかし、これらの手続が適切に行われていれば、前述のような誤りが起きるとは考えられず、マニュアル等に記載された内容が形骸化していたものと推察される。</p>	<p>各種証明書交付手数料徴収事務の実施に当たっては、公金等取扱マニュアル等の記載事項を改めて職員に周知し、収納時の声出し確認を行うとともに、領収書作成の際には申請書を十分確認し、発行時には他の職員のチェックを受けた上で、最終的に納入者の確認を得て発行しています。これにより、現在において誤った収納は発生していません。</p> <p>また、一連の事務終了後及び月に複数回の確認作業を行うことで、万が一誤りがあった際には直ちに是正できる体制を整えました。</p>

所管課においては、今回の誤りを踏まえてマニュアル等の見直しを行い、実現可能で、かつ実効性の高い再発防止策を講じられたい。

建築指導課

監査結果公表日 令和6年12月27日（奈良市監査委員告示第18号）

措置結果通知日 令和7年4月4日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員3人の市外旅費について、支払が行われていなかった。</p> <p>旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。</p>	<p>当該職員の旅費について、令和7年1月22日に支払を行いました。</p> <p>また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。</p>